

■屋外広告物規制の比較

			福岡県屋外広告物条例（平成 14 年制定、21 年改定）		佐賀市屋外広告物条例（平成 19 年制定）		富岡市屋外広告物条例（平成 24 年制定）							
地域の区分			禁止地域	許可地域	禁止地域（禁　、禁　）	許可地域（許　～許　）	特別交差点区域	禁止地域等（禁止、特定禁止）	許可地域等（1 種許可、2 種許可、特定許可）					
			原則として、広告物の表示を禁止する地域	原則として、市長の許可を受け広告物を表示する地域	原則として、広告物の表示を禁止する地域	原則として、市長の許可を受け広告物を表示する地域	自家用以外の野立広告物と可変表示広告物が表示できない交差点の区域	地域の特性に応じた良好な景観の保全を図る地域	土地利用の状況に応じた良好な景観の形成を図る地域					
制限の概要	自家用広告物		・合計 5 ㎡以内は許可不要 ・許可により合計 15 ㎡以内まで表示可（15 ㎡超は表示不可）	・合計 15 ㎡以内は許可不要 ・15 ㎡超は許可が必要（総量規制なし）	・合計 10 ㎡以内は許可不要 ・許可により合計 30 ㎡（禁）60 ㎡（禁）以内まで表示可	・合計 20 ㎡以内は許可不要 ・20 ㎡超は許可により合計 100 ㎡（許）以内まで表示可、許　は総量規制なし	・禁止地域、許可地域それぞれの制限による	・合計 5 ㎡以内は許可不要 ・許可により合計 10 ㎡以内まで表示可（10 ㎡超は表示不可）	・合計 15 ㎡以内は許可不要 ・許可により合計 15 ㎡超は許可が必要（総量規制あり。延床面積に応じて総表示面積を規定）					
	非 自 家 用	案内広告物（道標・案内板）	・許可により 10 ㎡以内まで表示可	・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則許可が必要	・許可により合計 4 ㎡（禁）6 ㎡（禁）以内まで表示可	・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則許可が必要	・広告塔、広告板、可変表示広告物（ビジョン広告等）は表示不可	・許可により合計 4 ㎡以内まで表示可（集合の場合は合計 20 ㎡以内）	・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則許可が必要					
		上記以外の広告物	・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則表示不可		・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則表示不可		・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則表示不可							
規格	自 家 用	広告塔（野立）	【鉄道、国道、主要地方道沿いの広告塔】 ・高さ：30m以下　・面積：100 ㎡以内 ・距離：鉄道、国道、主要地方道までの距離が 100m以上、広告塔相互間の距離が 50m以上 【その他の広告塔】 ・高さ：15m以下　・面積：50 ㎡以内 ・距離：広告塔相互間の距離が 50m以上			<禁　> ・高さ：5m以下 ・面積：10 ㎡以内（1 面 5 ㎡以内） <禁　> ・高さ：10m以下 ・面積：20 ㎡以内（1 面 10 ㎡以内）		・禁止地域、許可地域それぞれの規格による	<禁止> ・高さ：13m以下 <特定禁止> ・高さ：10m以下		<1 種> ・高さ：15m以下 ・面積：共同表示の場合 1 面 20 ㎡以内 <2 種> ・高さ：30m以下 ・面積：共同表示の場合 1 面 40 ㎡以内 <特定許可> ・高さ：10m以下 ・面積：共同表示の場合 1 面 15 ㎡以内			
		広告板（野立）	【鉄道、国道、主要地方道沿いの広告板】 ・高さ：10m以下　・面積：100 ㎡以内 ・距離：鉄道、国道、主要地方道までの距離が 100m以上、広告塔相互間の距離が 50m以上 【その他の広告板】 ・高さ：5m以下　・面積：50 ㎡以内 ・距離：広告塔相互間の距離が 50m以上			<許　> ・高さ：10m以下 ・面積：20 ㎡以内（1 面 10 ㎡以内） <許　> ・高さ：12m以下 ・面積：30 ㎡以内（1 面 15 ㎡以内） <許　> ・高さ：15m以下 ・面積：40 ㎡以内（1 面 20 ㎡以内）			<禁止> ・表示不可 <特定禁止> ・表示不可		<1 種、2 種> ・高さ：高さ 5m（2 種は 8m）以下かつ、建築物の高さの 2/3 以下かつ、地上から上端まで 20m以下 ・面積：1 面 25 ㎡（2 種は 50 ㎡）以内 <特定許可> ・禁止			
		屋上広告	【広告塔】 ・高さ：建築物の高さの 2/3 以下かつ、地上から上端まで 50m以下 【屋上構造物を利用する場合】 ・面積：構造物の各壁面面積の 1/2 以内			<禁　> ・表示不可 <禁　> ・高さ：建築物の高さの 1/5 以下かつ、地上から上端まで 30m以下			<許　> ・面積：各壁面面積の 1/3 以内 <許　、許　> ・面積：各壁面面積の 1/2 以内	<禁止> ・面積：各壁面面積の 1/3 以内 <特定禁止> ・面積：各壁面面積の 1/4 以内		<1 種、2 種> ・面積：1 面 25 ㎡（2 種は 50 ㎡）以下かつ、各壁面面積の 1/3（2 種は 1/2）以内 <特定許可> ・面積：1 面 10 ㎡以下かつ、各壁面面積の 1/4 以内		
		壁面利用広告物	・面積：各壁面面積の 1/3 以内（商工業地域は 3/5 以内）			<禁　> ・面積：各壁面面積の 1/5 以内 <禁　> ・面積：各壁面面積の 1/3 以内	<許　> ・面積：各壁面面積の 1/3 以内 <許　、許　> ・面積：各壁面面積の 1/2 以内			・数値基準なし	・出幅：1.5m以内、道路境界から 0.45m以内 ・下端の高さ：車道上は 4.7m以上、歩道上は 3m以上	・高さ：2m以下　・面積：1 面 2 ㎡以内	・縦 1.8m以内、横 0.9m以内 ・距離：6 本を超える場合は相互距離 5m以上	
		塀利用広告物												
		突出広告物	・面積：20 ㎡以内　・出幅：道路境界から 1m以内 ・下端の高さ：車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上			・出幅：1.5m以内、道路境界から 1m以内 ・下端の高さ：車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上								
		立看板	・縦 2m以内、横 1m以内、脚の長さ 0.3m以内			・縦 2m以内、横 1m以内、脚の長さ 0.5m以内								
		のぼり	・面積：1 ㎡以内			・面積：1 面 2 ㎡以内 ・距離：3 本を超える場合は相互距離 3m以上								
	非 自 家 用	広告塔（野立）	・自家用と同じ			・表示不可	・自家用と同じ	・表示不可	・表示不可	・道路からの距離に応じて、高さ、面積を規定（自家用より面積が大きくなる場合あり）				
		広告板（野立）	・自家用と同じ											
		案内広告物（道標・案内板）	特化した規格はない 禁止地域では、案内図板その他公共的目的をもった広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物で、10 ㎡以内のものは、許可により表示可			・高さ：3m以下 ・面積：4 ㎡以内（1 面 2 ㎡以内） <禁　> ・高さ：5m以下 ・面積：6 ㎡以内（1 面 3 ㎡以内）			・高さ：5m以下 ・面積：4 ㎡以内（1 面 2 ㎡以内） ・面積：6.6 ㎡以内（1 面 3.3 ㎡以内） 集合の場合は合計 20 ㎡以内（1 面 10 ㎡以内） <特定許可> ・高さ：5m以下 ・面積：4 ㎡以内（1 面 2 ㎡以内） 集合の場合は合計 20 ㎡以内（1 面 10 ㎡以内）		・高さ：5m以下 ・面積：4 ㎡以内（1 面 2 ㎡以内） 集合の場合は合計 20 ㎡以内（1 面 10 ㎡以内）			
		電柱類	・直接塗付、突出、巻付広告ごとに下端高さ、縦・横の大きさ、出幅を規定			・突出、巻付広告ごとに下端高さ、縦・横の大きさ、出幅を規定、直接塗付は禁止						・突出、巻付広告ごとに下端高さ、縦・横の大きさ、出幅、個数を規定		
	地区の指定			【広告景観協定地区】 一定区域内の建築物等の所有者等が、良好な景観形成のため、当該区域内の広告物に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができる制度			なし		【景観保全型広告整備地区】良好な景観を保全するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を市長が指定 【広告物活用地区】許可地域等で特色ある景観を有する地域において、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を市長が指定					

			静岡市屋外広告物条例（平成 15 年制定、24 年改定）		平泉町屋外広告物条例（平成 21 年制定）		
地域の区分			特別規制地域（1 種特別、2 種特別）	普通規制地域（1 種普通、2 種普通）	歴史景観地区	風土景観地区 （風土景観、風土沿道）	一般景観地区 （一般景観、一般沿道）
			原則として、広告物の表示を禁止する地域	原則として、市長の許可を受け広告物を表示する地域	景観計画における歴史景観地区	景観計画における風土景観地区	景観計画における一般景観地区
制限の概要	自家用広告物		・合計 5 ㎡以内は許可不要 ・5 ㎡超は許可が必要（総量規制なし）	・合計 10 ㎡（2 種は 20 ㎡）以内は許可不要 ・10 ㎡（2 種は 20 ㎡）超は許可が必要（総量規制なし）	・合計 1 ㎡以内は許可不要 ・1 ㎡超は許可が必要（総量規制あり）		
	非 自 家 用	案内広告物（道標・案内板）	・許可により合計 6 ㎡以内まで表示可（集合の場合は合計 16 ㎡以内）	・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則許可が必要	・許可により合計 3 ㎡以内まで表示可	・許可により合計 4 ㎡以内まで表示可	・許可により合計 6 ㎡（一般沿道は 15 ㎡）以内まで表示可
		上記以外の広告物	・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則表示不可		・法令による広告物等、一部の広告物を除き、原則表示不可		
規格	自 家 用	広告塔（野立）	< 1 種特別 > ・高さ：10m以下 ・面積：1 面 30 ㎡以内 < 2 種特別 > ・高さ：15m以下 ・面積：1 面 30 ㎡以内	< 1 種普通、2 種普通 > ・高さ：15m以下 ・面積：1 面 30 ㎡以内	・高さ：5m以下 ・面積：1 面 4 ㎡以内 ・個数：3 点以下 ・距離：相互間の距離が 100m以上	< 風土景観、風土沿道 > ・高さ：6m（風土沿道は 5m）以下 ・面積：1 面 6 ㎡以内 ・個数：3 点以下 ・距離：相互間の距離が 100m以上	< 一般景観、一般沿道 > ・高さ：6m（一般沿道は 9m）以下 ・面積：1 面 8 ㎡（一般沿道は 20 ㎡）以内 ・個数：3 点（一般沿道は 4 点）以下 ・距離：相互間の距離が 100m以上
		広告板（野立）	・高さ：5m以下 ・面積：合計 30 ㎡以内				
		屋上広告	< 1 種特別、2 種特別 > ・高さ：高さ 5m（2 種は 10m）以下かつ、建築物の高さの 2/3 以下	< 1 種普通、2 種普通 > ・高さ：高さ 15m以下かつ、建築物の高さの 2/3 以下	・表示不可		
		壁面利用広告物	< 1 種特別、2 種特別 > ・面積：1 面の面積が 300 ㎡未満の場合、各壁面面積の 1/5 以内。1 面の面積が 300 ㎡以上の場合、各壁面面積の 1/10 以内	< 1 種普通 > ・面積：1 面の面積が 300 ㎡未満の場合、各壁面面積の 1/5 以内。1 面の面積が 300 ㎡以上の場合、各壁面面積の 1/10 以内 < 2 種普通 > ・各壁面面積の 1/5 以内	・高さ：5m以下 ・面積：1 面 4 ㎡以内	< 風土景観、風土沿道 > ・高さ：6m（風土沿道は 5m）以下 ・面積：1 面 6 ㎡以内	< 一般景観、一般沿道 > ・高さ：6m（一般沿道は 9m）以下 ・面積：1 面 8 ㎡（一般沿道は 20 ㎡）以内
		塀利用広告物					
		突出広告物	・面積：1 面 20 ㎡以内 ・出幅：1.5m以内 ・下端の高さ：車道上は 4.7m以上、歩道上は 2.5m以上	・出幅：1.5m以内 ・下端の高さ：車道上は 4.7m以上、歩道上は 2.5m以上	・面積：1 面 4 ㎡以内 ・出幅：1m以内 ・上端の高さ：5m以下 ・下端の高さ：車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上	< 風土景観、風土沿道 > ・面積：1 面 6 ㎡以内 ・出幅：1m以内 ・上端の高さ：6m以下 ・下端の高さ：車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上	< 一般景観、一般沿道 > ・面積：1 面 8 ㎡（一般沿道は 15 ㎡）以内 ・出幅：1.5m以内 ・上端の高さ：6m（一般沿道は 9m）以下 ・下端の高さ：車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上
		立看板	-		・高さ：2m以下 ・面積：1 面 2 ㎡以内		
		のぼり	・面積：1 面 2 ㎡以内 ・距離：相互距離 5m以上		・面積：1 面 2 ㎡以内 ・高さ：2m以内 ・総数：8 本（一般沿道は 15 本）以内		
	非 自 家 用	広告塔（野立）	・表示不可	・自家用と同じ	・表示不可		
		広告板（野立）					
		案内広告物（道標・案内板）	< 1 種特別、2 種特別 > ・高さ：5m以下 ・面積：6 ㎡以内（1 面 3 ㎡以内） 集合の場合は合計 16 ㎡以内（1 面 8 ㎡以内）		・高さ：自家用と同じ ・面積：合計 3 ㎡以内	・高さ：自家用と同じ ・面積：合計 4 ㎡以内	・高さ：自家用と同じ ・面積：合計 6 ㎡（一般沿道は 15 ㎡）以内
電柱類		・突出、巻付広告ごとに下端高さ、縦・横の大きさ、出幅、個数を規定			・表示不可		
地区の指定			【広告景観整備地区】 特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図る必要がある区域を市長が指定		なし		